

## 商業まつり出店規約

出店者（その関係者を含む）は、以下の本規約を遵守するものとします。出店者が本規約を遵守できないと判断した場合は、その申込・出店をお断りします。本規約に違反する、会場の雰囲気乱す、主催者の指示に従わない、出店申込書の申込内容とは違う出店者による出店、及び品目等を販売するなど、「出店に不相当」と主催者が判断した場合は、即刻出店を中止し退場していただきます。また、今後の出店をお断りする場合があります。

### 1、出店対象者について

本規約を順守できる方で、かつ、次の3つのいずれかに該当する者。

- (1) 平塚市内の商店街組織（商店会・振興組合）に加盟する商店等
- (2) 平塚市内に店舗がある商店等
- (3) その他、主催者が特別に認めた者

※露天商やそれに類する方の申込みは堅くお断りします。

※暴力団との関わりが一切ない方

### 2、販売禁止品

- ・販売に免許、許可や届出が必要なもので、その免許や許可がない場合  
（危険物・医薬品・たばこ・動物・金券類など）
- ・社会通念上不相当あるいは違法なもの  
（ポルノ、偽ブランド商品、コピー商品、盗品、等）
- ・不良品（その旨を明記している場合を除く）や、賞味期限が切れている飲料食品等
- ・上記以外に主催者が不相当と判断したもの

もしこの事実を発見、もしくは連絡を受けた場合は、退場処分とします。

### 3、飲食物の販売について

- ・申込時に営業許可証のコピーを提出していただきます。
- ・実店舗を常時営業している等、本業としている方以外の出店は参加目的、団体目的に適さない場合は認めません。
- ・保健所の定める禁止品目は販売できません。
- ・アルコールの販売についてはカップに注ぐなど、その場で飲める状態で提供していただきます。

### 4、出店料について

- ・出店料は出店の決定通知と一緒に請求書を発送し、期日までに指定口座にお振込みいただきます。なお、お振込みが難しい場合は出店説明会でお支払いいただきます。
- ・主催者が定めた期日（振込期日と同日）以降の返金はできません。
- ・荒天のため中止となった場合の返金はできません。

## 5、その他の注意事項

- ・ 出店説明会には出席してください。
- ・ 出店許可証は必ず所持し、主催者より確認を求められた時はすぐに提示してください。
- ・ 出店区画およびその周辺を必ず清掃し、ゴミや出店品は各自で持ち帰って下さい。
- ・ 売買等におけるトラブル、人身事故、物損や盗難等の事故は、すべて当事者間で解決する事とし、主催者は一切の責任を負いません。
- ・ 本規約に定めのない事項が発生した場合は、主催者と出店者が誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。
- ・ 主催者は所定の手続きを経て、本規約を随時変更する事ができるものとします。

## 5、個人情報の取り扱いについて

出店申込時の個人情報については、本イベントに使用する以外には利用または開示をいたしません。

本規約は平成24年4月1日より運用する。

本規約は平成25年4月1日より運用する。

本規約は平成25年10月4日より運用する。

本規約は平成29年8月1日より運用する。

本規約は平成30年7月13日より運用する。

本規約は令和元年7月18日より運用する。

以 上